

# 国民健康保険システム 標準化対応業務委託

## 落札者決定基準

横浜市健康福祉局生活福祉部保険年金課

# 目次

1	落札者の決定方法	1
(1)	提案内容の評価	1
(2)	入札価格の評価	1
(3)	総合評価の方法及び落札者の決定方法	1
(4)	再入札	1
(5)	総合評価点の最も高い者が2者以上あるとき（同点のとき）の対応	1
2	提案内容の評価（技術点）	2
(1)	基礎点／加点項目の評価	2
(2)	加点項目の評価	2
(3)	技術点の算出方法	3
3	入札価格の評価（価格点）	3

## 1 落札者の決定方法

落札者の決定にあたっては、提案内容を公正かつ客観的に評価し、本市にとって最適な事業者を選定するため、提案内容の評価である「技術点」に入札価格の評価である「価格点」を加算する一般競争入札方式（総合評価方式）とする。

### (1) 提案内容の評価

「別紙1 提案書記載依頼事項兼評価基準」の評価基準に基づき提案内容の評価し、「技術点」を与える。(1,950点満点)

評価方法は、後述の「2 提案内容の評価（技術点）」に示す。

### (2) 入札価格の評価

入札価格については、後述の「3 入札価格の評価（価格点）」に示す計算式に基づき、「価格点」を与える。(650点満点)

### (3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(1)及び(2)で評価した「技術点」及び「価格点」の合計点数（総合評価点）が最も高い者を落札者とする。(2,600点満点)

【図表 1-1 総合評価点の計算式】

総合評価点 ----- (2,600点満点)	=	技術点 ----- (1,950点満点)	+	価格点 ----- (650点満点)
------------------------------	---	----------------------------	---	--------------------------

ただし、次の失格条件に該当する者は、落札者とししない。

(失格条件)

- ア 提案書のページ数が150ページを超過した場合
- イ 提案書に未記載の項目又は提案書記載依頼事項の内容を満たしていない項目が1項目でもあった場合
- ウ 入札者の入札価格が本市の予定価格の110分の100を上回った場合

### (4) 再入札

入札者の全ての入札が上記(3)ウの失格条件に該当したことにより落札者が決定しなかった場合は、上記(3)ウ以外の失格条件に該当する者を除外して再度入札を行うものとする。再度入札を行った結果、入札者の全ての入札が上記(3)ウの失格条件に該当したことにより落札者が決定しなかった場合は、再度入札に参加した入札者のうち技術点が最も高い入札者から順に価格交渉を行い、予定価格の110分の100以下となった場合は、その者を落札者とする。

### (5) 総合評価点の最も高い者が2者以上あるとき（同点のとき）の対応

- ア 入札者それぞれの「技術点」、「価格点」が異なる場合、  
「技術点」が高い者を落札者とする。
- イ 入札者それぞれの「技術点」、「価格点」が同じ場合
  - ・ 「技術点」における配点ごとの合計点を比較し、配点が 100 点の項目の合計点が高い者を落札者とする。
  - ・ 上記が同一の場合、「入札金額」が低い者を落札者とする。
  - ・ 「入札金額」も同じ場合は、当該入札者によるくじ引きで落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

## 2 提案内容の評価（技術点）

提案内容の評価は、「別紙 1 提案書記載依頼事項兼評価基準」の評価基準に基づいて次のとおり実施し、技術点を算出する。

### (1) 基礎点／加点項目の評価

「別紙 1 提案書記載依頼事項兼評価基準」の「基礎点/加点区分」ごとの配点及び評価方法は、次のとおり。

【図表 2-1 基礎点/加点区分の配点及び評価方法】

項番	基礎点/加点区分	配点	評価方法
1	基礎点	140 点	全ての基礎点項目が提案書記載依頼事項を満たす内容であった場合、配点に記載の評価点を与える。(以下「基礎点項目」という。)
2	加点	1,810 点	後述の「(2) 加点項目の評価」に従って評価点を与える。(以下「加点項目」という。)
	合計	1,950 点	

### (2) 加点項目の評価

#### ア 各加点項目の配点

各加点項目の配点は、評価の重要度を考慮し、次の 5 段階で配点している。

なお、加点項目の性質によっては、次の 5 段階以外の配点方法とする項目もある。

【図表 2-2 各加点項目の配点】

項番	配点
1	100 点
2	80 点
3	50 点
4	30 点
5	10 点

#### イ 加点項目の評価方法

加点項目の評価は、次のA～Eの5段階で評価する。

なお、5段階の評価方法は、「別紙1 提案書記載依頼事項兼評価基準」の「評価基準」に従うものとする。

【図表 2-3 各加点項目の評価方法】

項番	評価	評価点	評価の考え方
1	A	配点の100%	本市が求める以上の非常に高い効果が見込まれる提案
2	B	配点の80%	本市が求める以上の効果が見込まれる提案
3	C	配点の50%	本市が求める効果が見込まれる提案
4	D	配点の20%	一応の効果が見込まれる提案
5	E	配点の0%	効果が見込まれない提案

#### (3) 技術点の算出方法

基礎点項目と各加点項目の評価点の合計を「技術点」とする。

### 3 入札価格の評価（価格点）

「価格点」は入札価格に基づき次のとおり算出する。

ただし、入札者の入札価格が本市の予定価格を上回った場合は、落札者としな  
い。

$$\text{価格点} = 650 \text{ 点} \times (1 - \text{入札金額} / \text{予定価格})$$

※算出にあたっては、小数点以下2桁までを有効として、小数点以下3桁目で四捨  
五入する。